



# 不正及び腐敗行為防止 行動規範

情報電子グループの不正及び腐敗行為防止における企業倫理、コンプライアンスの規則、措置、方針について

# 企業倫理

情報電子グループ（以下当社グループ）の事業はB to Bビジネスを主軸としており、すべてのステークホルダーとの信頼関係の上に成り立っています。このことは、責任ある事業アプローチの一環として、組織のあらゆるレベルで日常的に適用され、全従業員及び役員において共有される価値観およびビジネス倫理に反映されています。

※「当社グループ」とは、株式会社情報電子およびその子会社を総称してまいります。

当社グループは不正行為及び腐敗行為を含む幅広い倫理的テーマを網羅した倫理規範を制定し、この「不正及び腐敗行為防止の行動規範」は、当社グループが事業を展開しているすべての国において、あらゆるレベルの不正行為及び腐敗行為を撲滅するために実施され、尊重されるべき規則を具体的に提示するものです。

この行動規範はさらに、適用される法規制を遵守し、不適切な行為を回避するために順守すべき規則を定義しています。

その中でも“誠実であること”は、すべてのパートナー、顧客、地域社会との関係および相互作用の指針となる価値観の一であり、どの場面においても、同じように徹底した誠実さをもって行動するパートナーを選定しております。

私たちは、いかなる形態の汚職も一切容認しません。ゆえに、この規範に少しでも違反があれば、罰則の対象となります。

全社員、役員、経営陣、契約社員などのすべての人にこの取り組みを徹底していただき、より“誠実”で“透明性のある”会社であることを期待しております。

株式会社情報電子  
代表取締役 小野 なぎさ

# 腐敗防止方針

当社グループは、法令や社会倫理を遵守し、贈収賄、利益相反、横領・詐欺、利益供与の強要、不正入札等、自己または第三者の職務上の権利や地位を濫用する、いわゆる腐敗行為の一切を禁止するとともに、当社グループの取引先等に対しても腐敗行為防止に取り組みます。

## 1. 法令遵守

当社グループは、不正競争防止法や独占禁止法をはじめ、贈収賄などの腐敗行為の防止に関する関係各国の法令を遵守した企業活動を行います。

## 2. 禁止行為

当社グループは、国内外および直接間接を問わず、公務員等ならびに当社グループの事業に関わるすべてのステークホルダーに対して、贈収賄を含むあらゆる腐敗行為を行いません。

また当社グループは、社会慣習として適正と認められる範囲を超える不当な金銭・贈答品・接待など財産的利益についての提供、または受領することを禁止します。

## 3. 管理体制

当社グループは、法令諸規則に基づき、腐敗行為の防止に関する規程等を適切に整備するとともに、その遵守状況や有効性を定期的に確認し、その結果に応じて、社内規程等の見直しを含む必要な措置を実施します。

## 4. 周知

当社グループは、本方針が遵守されるよう、周知のために従業員、役員のだれもが閲覧ができ、かつ定期的に研修を実施します。

## 5. 適正な会計処理と記録

当社グループは、本方針の遵守に関する説明責任を果たすため、適切な内部統制システムのもと、支出に関する承認書面、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

## 6. 報告・調査・処分

当社グループは、腐敗行為ならびにその可能性のある行為について、役職員から上司やコンプライアンス統括部署等への報告または内部通報を受け付けるための体制を整備します。また、報告または内部通報を行った役職員に不利益が生じないよう通報者保護の徹底を図ります。

当社グループは、法令や本方針等に違反する行為やその可能性のある行為を発見した場合には、速やかに調査を実施し、違反が認められた役職員への処分等を行います。

なお、当該違反行為が発覚した場合は、内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役会に報告します。



# 寄付・後援方針

## 1. 寄付定義

寄付とは、企業、財団、非営利団体に金銭および/または現物で供与される利益のことです。これらは、研究、研修、環境保護/持続可能な開発など特定の目的のために、または慈善活動や人道的な大義のために提供されます。企業の後援およびスポンサーシップにより、企業の価値を広く伝え、紹介するために、社会的、文化的、またはスポーツに関する取り組みに対して、財政的または物質的な支援を提供することができますようにします。

## 2. 当社グループでは下記のような組織、プロジェクト、イベントの支援は行いません。

- 国際的に認知された人権および労働基準に準拠していない組織。
- 人種、宗教、ジェンダーによって人を差別する組織またはプログラム。
- ギャンブル、喫煙、飲酒、薬物、武器などの宣伝を行う団体、プロジェクト、イベント（依存症患者の社会復帰を支援する団体はこれに含まれません）。
- 政治的大義または政党の宣伝を目的とする団体。
- 宗教活動を目的とする団体。
- 利益相反が生じる可能性のある活動または組織。
- 当社グループの従業員、役員またはその家族の利益を図るプロジェクト。

## 3. 当社グループでは2024年現在下記へ植林寄付への参加をおこなっております。

- グリーンサイトライセンス（RAUL株式会社）の植林の環境貢献に参加。



# 第三者デューデリジェンス

## 1. 定義

第三者に対するデューデリジェンスとは、企業がビジネス上の取引を行う第三者（個人または法人）を対象にして実施する評価を指します。第三者は、特定のケースにおいて、特に疑わしい慣行が当社グループを危険にさらすような場合、腐敗行為の高いリスクとなる可能性があります。第三者には、ビジネスパートナー、サプライヤー、サービスプロバイダー、代理店、顧客、仲介者などが含まれます。

## 2. 原則および規則

腐敗行為のリスクを最小化するために、グループ企業は、協業を希望する第三者（サプライヤー、顧客、代理店、販売店など）が、腐敗行為に関与していないことを確認することが求められています。このことは、法人そのものに加え、その役員および株主の双方に適用されます。必要な場合に、当社グループは、関係する取引量および国に応じて、適切なデューデリジェンスを実施しなければなりません。

## 3. 反社会的勢力に対する対応

当社グループは、すべてのステークホルダーに対し、以下の各項に該当しないことを表明いたします。

- 反社会的勢力に自社の経営が支配されていること
- 反社会的勢力に自社が実質的に支配されていること
- 自己または自社や第三者の不正な利益を得るため、または第三者に損害を加えるために反社会的勢力を利用していること
- 反社会的勢力に資金を提供していないこと。また恩恵を与える等の関与をしていること
- 自社の役員または経営に実質的な関与をしている者が、反社会的勢力と社会において批判されるべき関係を有していること

また、当社グループのすべてのステークホルダーに対し、以下の項目に該当しないことを求めます。

- 反社会的勢力に経営が支配されていること
- 反社会的勢力に実質的に支配されていること
- 自己または第三者の不正な利益を得るため、または第三者に損害を加えるために反社会的勢力を利用していること
- 反社会的勢力に資金を提供していないこと。また恩恵を与える等の関与をしていること
- 役員または経営に実質的な関与をしている者が、反社会的勢力と社会において批判されるべき関係を有していること





# 利益相反

## 1. 定義

利益相反とは、従業員の個人的な利益が、職務上の責任と相反する状況を指します。

## 2. 原則および規則

従業員は、潜在的あるいは実際の利益相反を報告しなければなりません。

利益相反の例：

- 当社グループの従業員が、当社グループと商業的につながりを持つ企業と財務上の利害関係を有している場合。
- 従業員の家族が意思決定権を有する第三者の企業から、当社グループが物品またはサービスを購入するよう、従業員が主導する場合。
- 地元、地域、または国の政府代表者を兼務する従業員が関与する入札募集で競争入札が行われる場合

# 円滑化のための支払い

## 1. 定義

円滑化のための支払いとは、許可証またはビザの申請、税関検査などの行政プロセスに関わる手続きを円滑化または迅速化する目的で行われる非公式の支払い（公的な合法的税金やその他の手数料とは区別されるもの）です。

## 2. 原則

当社グループにおいては、これらは腐敗行為と見なし、円滑化のための支払いを厳格に禁じています。

# 本規則に対する罰則

本規則に遵守しない従業員及び役員は、個人的責任を問われ、適用される法律および規制に応じて、刑事またはその他の懲戒処分を科される可能性があります。

当社は下記のことを約束します：

- すべての報告を真摯に受け止めます。
- 申し立てを真摯に調査します。
- 客観的かつ公平に事実を把握します。
- 適切な懲戒処分を実施します。

# 責任及び監督

すべての従業員は、その地位に伴う責任の一部として、この「腐敗行為防止行動規範」を遵守する義務を負っています。

コンプライアンス最高責任者は、本規範の適用と内部通報に対する措置について、委員会に定期的な報告を行うものとします。

## 罰則と責任

